

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、同社各営業所での勤務を経て、から、B所在の同社C営業所（以下「C営業所」という。）において営業職として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅において致死性不整脈を発症し死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、前回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消し決定を受け、平成〇年〇月〇日、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決

定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労基法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、被災者がC営業所と会社D展示場の2つの事業場内で勤務する中で、それに付随して顧客宅を訪問するなどしていたにすぎないから、事業場外みなし労働時間制が問題となるものではなく、仮に、事業場外労働があったとしても、会社から支給された携帯電話を常に携帯し、指示を受けながら業務に従事していた上、業務日報により業務内容を報告していたから、事業場外みなし労働時間制の対象とはなり得ず、未払割増賃金分を賃金総額に加算して給付基礎日額を算定すべきである旨主張している。

(3) 監督署長は、被災者の死亡の業務起因性の有無を判断するに当たり、被災者の労働時間を調査したが、明確な労働時間の把握が困難であったため、発症前

1 か月間の時間外労働時間については、複数の同僚労働者の申述や駐車場領収書の出庫記録から推認し、109時間46分と認定しているものの、本件処分に係る給付基礎日額の算定に際しては、事業場外みなし労働時間制を採用する旨の就業規則の規定があることから、一部未払の休日労働手当及び深夜労働手当を加算した上で、会社による既払の賃金額をもって給付基礎日額を算定している。

- (4) 会社の就業規則第〇条によれば、事業場外で業務に従事した場合であって労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなすものとされ、また、事業場外での業務遂行のために常に所定労働時間を超えて労働する必要がある場合には、社員代表との協定で定めた時間を労働したものとみなすものとされているところ、被災者は同条の適用を受けていたとされている。
- (5) 監督署長は、被災者の労働時間については、「明確な労働時間の把握が困難であった」として、就業規則第〇条が適用されるものと判断している。

しかしながら、会社においては、業務日報を用いて、業務内容のほか訪問先やその時刻等を報告させているほか、顧客や上司等との連絡をするために使用する目的で携帯電話を貸与していたことからすると、たとえ、業務日報が毎日作成されておらず、時間や訪問先に記載漏れがあるなど不完全なものであり、また、携帯電話の貸与が勤務実態を把握することを意図したものではなかったとしても、これらの手段により、上司等が具体的な指示を行っていたことをうかがわせる事項も認められるところであり、被災者の労働時間が算定し難い場合に該当するものとして、直ちに事業場外みなし労働時間制が適用されるには疑問が残る。

仮に、被災者について事業場外みなし労働時間制が適用されるとしても、事業場外で常に所定労働時間を超えて労働する必要がある場合においては、社員代表との協定で時間を定めた場合には当該時間によることとされており、また、事業場外みなし労働時間制は事業場外で業務に従事した場合に限られるから、事業場内での労働には適用されず、この場合には時間外労働手当を支払う必要が生じる。ところが、一件記録をみても、監督署長が上記社員代表との協定の有無や被災者の事業場内での時間外労働時間等について調査したことを示す資料を確認することはできず、被災者の就労実態等について十分な調査がされたものとは言い難い。

(6) 以上からすると、監督署長が長時間に及ぶ時間外労働があったことを認識しながら、会社が事業場外みなし労働時間制を採用している旨の就業規則の規定があることを理由として、被災者の就労実態等について詳細な調査を行うことなく、一部未払の休日労働手当及び深夜労働手当を賃金総額に加算するだけで、時間外労働時間については算定し難い場合に該当するとして、現実に支払われた賃金のみをもって、給付基礎日額を算定したことは妥当とはいえず、被災者の就労実態等について調査を尽し、賃金総額を再計算の上、被災者の給付基礎日額を算定する必要があるものと思料する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした給付基礎日額を〇円として算定した額による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。